

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます

軽自動車等の手続はお早めに！

譲渡や廃車、盗難等で車体が手元になくても登録が残っていると課税されますので、お早めの手続をお願いします。

■原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の手続に必要なもの

◇廃棄処分するとき、市外へ転出するとき、市外の方に譲るとき

標識、標識交付証明書、窓口に来られる方の本人確認書類

◇市内の方に譲るとき

標識交付証明書、窓口に来られる方の本人確認書類

◇標識を破損したとき

標識、標識交付証明書、窓口に来られる方の本人確認書類

◇盗難・紛失・解体等で標識や車体がないとき

窓口に来られる方の本人確認書類、盗難の場合は警察での受理番号、紛失の場合は標識弁償金として200円・解体の場合は解体証明書（標識がない場合は標識弁償金200円も必要です。）

■その他

- ◇標識交付証明書はなくても可能です。
- ◇本人確認には運転免許証等をお持ちください。
- ◇所有者死亡の場合は、廃車又は名義変更の手続が必要です。

■手続先

- ◇軽自動車（四輪車・三輪車）
軽自動車検査協会和歌山事務所
☎050（3816）1846
- ◇125ccを越える二輪車
近畿運輸局和歌山運輸支局
☎050（5540）2065
- ◇原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、ミニカー、小型特殊自動車（フォークリフト・トラクタ等）
税務課 庶務係（本庁舎2階）
☎0739（26）9919
各行政局 住民福祉課
☎19 ページ参照

■三輪及び四輪以上の軽自動車の税率（令和4年度）

車種	税率（年額）				
	①平成27年3月31日以前に新車登録（旧）	②平成27年4月1日以後に新車登録（新）	③新車登録から13年経過（重課）※		
軽自動車	三輪で総排気量が660cc以下	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物	3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上で総排気量が660cc以下	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		家用	4,000円	5,000円	6,000円

※令和3年4月1日～令和4年3月31日に新車登録された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、その燃費性能に応じて軽自動車税（種別割）が軽減されます。

※③に該当するものは、平成21年3月31日以前に新車登録された車両です。中古車の場合は、購入された年月と新車登録年月とは異なりますのでご注意ください。（被けん引車、電気自動車等は除きます。）

■原動機付自転車及び二輪車等の税率（令和4年度）

車種	税率（年額）	
原動機付自転車	総排気量が50cc以下	2,000円
	総排気量が50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量が90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他のもの	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量が125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円



「注意ください！」
4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度の軽自動車税（種別割）が課税されません。

市民税・県民税の申告について

令和3年中に得た所得を 2月16日(水)～3月15日(火)の期間に申告してください

申告書の提出は、下記の受付会場まで直接お持ちいただくか、税務課市民税係まで郵送してください。所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

■会場で申告する際に必要なもの

- ◇申告書（自宅に送付されなかった場合は、税務課及び各行政局住民福祉課に用意しています。）
- ◇給与所得の方は、源泉徴収票（ない場合は、給与明細など収入の内容が分かるもの）
- ◇生命保険料・地震保険料の控除証明書（保険会社から発行された証明書）
- ◇医療費控除の明細書
- ◇社会保険料の確認書・領収書等（国民年金は日本年金機構が発行した証明書等）
- ◇配偶者特別控除を受けようとする方は、配偶者の収入が分かるもの
- ◇営業等の事業所得や不動産所得の申告をする方は、収入・経費の明細書
- ◇マイナンバー（個人番号）と本人確認ができる書類・番号確認書類……マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載がある住民票又は住民票記載事項証明書
- ・本人確認書類……マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証など

※代理で申告される場合は、納税義務者本人のマイナンバーが確認できる書類（写しでも可）、代理人の本人確認書類、委任状が必要となります。

☎税務課 市民税係（本庁舎2階）

〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9920

◇各行政局 住民福祉課

☎19 ページ参照

■申告書の受付

受付日	時間	会場
2月16日(水)～3月15日(火) (平日のみ)	9時～16時	・本庁舎別館3階「大会議室」 ・各行政局 住民福祉課 住民係
2月19日(土)	9時～15時	税務課 市民税係
	9時～12時	JA 紀南 旧近野支所
	9時～12時	大塔行政局
	9時～15時	本宮行政局
2月26日(土)	13時30分～16時	中辺路行政局
	9時～12時	富里連絡所
3月6日(日)	14時～15時30分	三川連絡所
	9時～12時 13時～16時	龍神行政局

田辺税務署からのお知らせ

確定申告は、e-Tax 申告が便利です！

【e-Tax 申告について】

自宅のパソコンやスマートフォンを利用し、右記ホームページで申告書の作成・送信ができます。

【税務署での申告について】

☎2月16日(水)～3月15日(火)

☎9時～16時

※事前に入場できる時間枠が指定された入場整理券が必要です。

◇入場整理券の発行方法

・国税庁 LINE 公式アカウントによるオンライン事前発行（詳しくは、下記ホームページをご確認ください。）

・税務署での発行（当日発行分のみ有効。ただし、配布状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。）

☎田辺税務署

☎0739（22）1250（代表）

☎https://www.nta.go.jp



市立美術館開館 25 周年記念コレクション展

「Ⅲ. 日本画の革新」・「Ⅳ. 水彩画の展開」を開催します

📅 2月19日(土)～3月27日(日)

🕒 10時～17時 (入館は16時30分まで)

🔄 毎週(日) (3月21日は開館)・2月24日(水)・3月22日(火)

🎫 260円

※学生及び18歳未満の方は無料です。その他観覧料の減額や免除の制度もありますのでお問い合わせください。

【展示解説会】

📅 2月26日(土)・3月19日(土)

いずれも14時から当館学芸員が行います (予約不要・観覧料のみ必要)。

📍 市立美術館

☎ 0739 (24) 3770

▼『Ⅳ. 水彩画の展開』
大下藤次郎
《秋の海 (小豆島)》
明治43年頃



◀『Ⅲ. 日本画の革新』
稗田一穂《蒼壁》昭和49年

熊野古道なかへち美術館でワークショップ

くまびで作ろう①「おおきな絵をかこう！」を開催します

◇ワークショップ

📅 3月5日(土)

🕒 午前の部 10時～12時 午後の部 14時～16時

◇展示期間

📅 3月6日(日)～13日(日) 10時～17時

📍 熊野古道なかへち美術館

🔄 アーティストと参加者が一緒になって作るワークショップシリーズ「くまびで作ろう」の第1回。今回は画家の湯川さんとともに、自分よりも大きな紙に様々な道具を使って絵を描きます。作った作

品は湯川さんの作品とともに展示して公開します。
◇講師 湯川 雅紀さん (画家・関西福祉科学大学教育学部 准教授)

👤 3歳以上

※小学生以下の方は保護者の同伴が必要です。

👥 各10名 [先着]

📅 2月23日(水) 10時から、下記へ電話でお申し込みください。

📍 市立美術館

☎ 0739 (24) 3770

南方熊楠顕彰館へ行こう

第61回月例展 「南方植物研究所計画100年」を開催します

📅 2月5日(土)～3月6日(日)

🕒 10時～17時 (最終入館16時30分)

👤 農学博士の田中長三郎は、日本初の植物研究所設立を計画し、南方熊楠を初代所長に提案しました。その計画は「南方植物研究所設立趣意書」となり、実現に向けた資金集めのため、大正11年、

熊楠は36年ぶりに上京します。今回の展示では、南方植物研究所に焦点を当て、資料等により紹介します。

📍 南方熊楠顕彰館

☎ 0739 (26) 9909

申請期間を2月28日(日)まで延長

田辺市地域経済持続化支援金の申請要件を追加しました



事業の継続の下支えを目的とした田辺市地域経済持続化支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響を長期間にわたり受け続けている事業者の事業継続の更なる支援のため、本支援金の申請要件を追加するとともに、申請期間を2月28日(日)まで延長します。詳しくは、商工振興課へお問い合わせください。

■申請要件

次の①～⑦の要件全てを満たす事業者が対象です。

申請要件	
①	◇既存要件 令和3年7月～12月の期間のうち任意の連続する2か月(対象月)の月平均の事業収入額と令和2年又は令和元年の同期の2か月(比較月)の月平均の事業収入額を比較して、30%以上減少していること ◇追加要件 令和3年7月～12月の6か月(対象期間)の月平均の事業収入額と令和2年又は令和元年の同期の6か月(比較期間)の月平均の事業収入額を比較して、20%以上減少していること ※既存要件と追加要件の両方を満たす事業者は最大2回の交付申請が可能です。
②	令和2年12月1日時点において、市内で事業を営み、今後も継続して事業を行う予定であること
③	市区町村民税及び国民健康保険税を完納していること(徴収猶予の特例有り。)
④	法人については田辺市に法人市民税の納税義務があること
⑤	政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと
⑥	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業委託営業を行う事業者でないこと
⑦	田辺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと

■申請方法等

◇郵送で申請する場合 申請書及び添付書類を商工振興課へ郵送してください。

◇特設窓口で申請する場合(完全予約制) 予約日時に申請書及び添付書類を持参の上、申請会場までお越しください。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、完全予約制となりますので事前に予約をお願いします。

・特設窓口予約連絡先

☎ 0739 (33) 7796

※予約受付時間は8時30分～17時15分です(土・日・祝を除く。)

◇各行政局で申請する場合 事前に各行政局産業建設課(19ページ参照)へお問い合わせください。

■特設窓口

🕒 9時～18時

📍 本庁舎別館3階「大会議室」

※申請書類の確認作業等に時間を要するため、予約時間よりも申請手続の開始時間が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

■申請書類の取得方法

申請書類や申請手引き等は商工振興課・観光振興課・農業振興課・山村林業課・水産課・各行政局産業建設課で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

申請書等の郵送を希望される場合は、下記へお問い合わせください。

📍 商工振興課 (本庁舎別館3階)

〒646-8545 新屋敷町1

☎ 0739 (26) 9970

📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/tiikikeizaizokuka.html>

